住民基本台帳法施行令第１２条第１項の規定に基づき、次の者の住民票を職権で処理しましたが、事件本人に通知することが困難なため、同条第４項の規定により公告します。

令和８年１１月５日

京都市山科区長　山口　ひかり

住民票上の氏名	住民票上の住所	職権処理の内容	処理年月日
福山　博之	京都市山科区東野中井ノ上町２０番地２２　アルテ山科１０５	実態調査に基づく職権消除	令和８年１０月２９日

（山科区役所市民総合窓口室）